

令和2年度～令和3年度

ふれあい福祉委員の 手引き

「ともに支えあい 笑顔のまち
あきる野をめざして」、地域に
ふれあいの輪を広めよう

目次

第1章	ふれあい福祉委員会の目的	1
第2章	福祉委員会の組織	
第3章	福祉委員会が行う活動	2～3
第4章	活動の進め方	4～5
第5章	社協・関係機関（相談機関）との連携	6～7
第6章	必ず守ってほしいこと	8
参考	あきる野市内の福祉関係機関（相談機関）一覧	9

はじめに

1 社会福祉協議会とは



社会福祉法第109条に基づき、市民の皆さんと一緒に住民同士の支えあい・たすけあい活動、高齢者や障がい者が孤立しない環境整備、行政・ボランティア団体等との協働による福祉サービスの提供など、地域において福祉を推進する民間の団体です。

2 ふれあい福祉委員会の歩み

平成3年 準備期	住民が居住する身近な地域（小地域）で、お互いにたすけあえる組織づくりの課題に取り組むため、住民懇談会等を開催
平成4年 発足	町内会・自治会を単位（おおむね50世帯）に1名を配置。 大勢の市民ボランティアによる、網の目のようにきめ細かな活動を進めていく住民同士の助けあい組織として発足
平成16年 体制強化	地域事情に合った活動を展開しやすくすることを目的に、市内を東秋留、西秋留、多西、増戸、五日市、戸倉・小宮の6地区に分けた地区運営体制を導入
現在	日頃からの声かけ・見守り活動を通じて、地域での支えあいを広げ、住民同士のつながりの中でお互いを気にかけて、寄り添う形の地域支援を展開

第3章 福祉委員会が行う活動

1 住民による声かけ・見守り活動の展開（地域を気にかける活動）

（1）日常的な声かけ

近所で地域の方と行き会ったときや、地域の行事に参加したときは、積極的に挨拶など声をかけるようにしてください。

（2）日常的な見守り

新聞受けに郵便物や新聞がたまっている、雨戸が閉めきりになっている、毎日同じ衣服で出歩いている、最近痩せてきて顔色も悪いなど、住民の様子を気にかけてください。

（3）意図的な訪問

ふれあい福祉委員会の活動チラシや地域で開催する行事の案内状などを持って直接訪問し、最近の様子や困りごとを伺ってください。



（4）意図的な見守り

日常生活が困難な方や、健康状態の悪化が心配な方がいる場合は、外出時に意図的にその方の家の前を通るなど、意識して見守りを行ってください。

（5）その他、地域の状況に応じて声かけ・見守り活動を展開してください。

2 福祉に関する住民要望及び地域課題の把握（地域を知る活動）

地域にどのような方が住んでいて、どのようなグループや団体があるのか、どんなことで困っているのか、などの把握に努めてください。そのためにも積極的に町内会・自治会の季節行事や地域の集まりには参加しましょう。



「地域住民との交流会」

住民同士が顔を合わせてお話したり、歌や体操を通して体を動かしたり、楽しい時間を過ごすことで、コミュニケーションが生まれ活動が活発になります。そこで見聞きした情報を声かけや見守りの活動に活用しましょう。

3 福祉制度及び福祉意識の啓発（地域に伝える活動）



福祉制度の勉強会や福祉に関する情報についての講座を開催し、身近な情報発信者として広く地域住民に周知してください。

また、健康づくりのために手遊びや体操を取り入れた活動、子どもから高齢者までが一緒に過ごせるような世代間交流の活動にも積極的に取り組んでください。

個別に支援が必要な方に対する情報提供では、社協などの専門機関と協力して分かりやすく伝えてください。

「社協による成年後見制度講演会」

高齢者や障がい者の権利と財産を守るための成年後見制度や地域権利擁護事業など、様々な福祉制度の啓発活動を実施してください。

また、病院、警察、消防などの専門機関と協働して実施すると効果的です。



4 住民による援助活動の推進（地域でたすけあう活動）

地域の福祉課題や援助を必要としている方に対して、地域住民同士でたすけあい、地域の中で解決（支援）できるような体制づくりを目指し、主体的にたすけあい活動を実施してください。

【活動例】

- ◆一人暮らし高齢者の方が自宅で具合が悪くなり、救急車を呼んだが付き添いがいないことがわかり、福祉委員が同行し診察後に一緒に帰ってきた。
- ◆足腰が弱くなり、室内の移動も大変となってきた方に、福祉委員が声かけをしながらごみ出しのお手伝いをしている。

5 地域福祉の推進に必要な活動への協力

行政、町内会・自治会、民生委員、地域で活動する関係機関、関係団体などが実施する地域での活動に対して、必要に応じて協力してください。

第4章 活動の進め方

1 活動計画、予算の作成

まず、活動を始める前に1年間の活動計画と予算書を作成します。各福祉委員会の福祉委員で話し合い、地域の実情に合った無理のない計画と予算にしましょう。

町内会・自治会や民生委員などに活動計画の内容を理解していただくことが活動を円滑に進めるポイントになります。



！【福祉委員会への助成金の活用】

社協では「ふれあい福祉委員会助成金交付要綱」を設置しており、福祉委員会からの申請に基づき、限度額内で助成金を交付しますので、ご活用ください。

2 活動の実施

上記の活動計画に基づき、声かけ・見守り活動などを実施してください。

2カ月ごとに活動報告を作成し、事務局へご提出ください。福祉委員会の活動内容や地域の様子を確認し、必要に応じて個別に支援を行います。また、社協の広報や周知用チラシ等へ掲載するために活動の様子を取材させていただくことがあります。



！【安心して活動するために】

社協では福祉委員会活動保険に一括で加入しており、福祉委員はもちろん、活動の参加者も補償対象としていますので、交流会などを実施する際は、参加者の氏名、連絡先などを必ず控えてください。

3 活動の点検

実施した活動を振り返り、反省や検討などを行い、地域の方々に受け入れられる活動となっていくよう努めてください。町内会・自治会や民生委員、地域の方々の意見を取り入れると効果的です。

4 福祉課題の共有

活動の成果や地域の福祉課題などを地域住民にお知らせし、福祉委員会活動に対する理解が得られるよう、活動状況の情報は広く共有してください。

地域で困っている方の情報は、関係機関や福祉委員で共有し、自分一人で抱え込まないよう、みんなで考えて、みんなで対応するようにしましょう。

！【プライバシーには十分に配慮してください】



5 活動報告、決算の作成

1年間の活動が終了した際は、活動報告と決算書を作成します。

どんな事業を何回実施したか、参加者はどのくらいか、費用はいくら支出したか、など、福祉委員会の活動内容を報告します。活動の回数や金額などを具体的な数字で示すことで、前年との比較や翌年の活動計画、予算の作成資料となります。

福祉委員会活動を円滑に進めるために ～先輩福祉委員からのアドバイス～

◆住民主体で協力する雰囲気づくりが大切

福祉委員会独自で大掛かりな活動計画を立てなくとも、住民全体で活動する姿勢を大切にしていると、自然に地域の方とのふれあいを深めることができます。

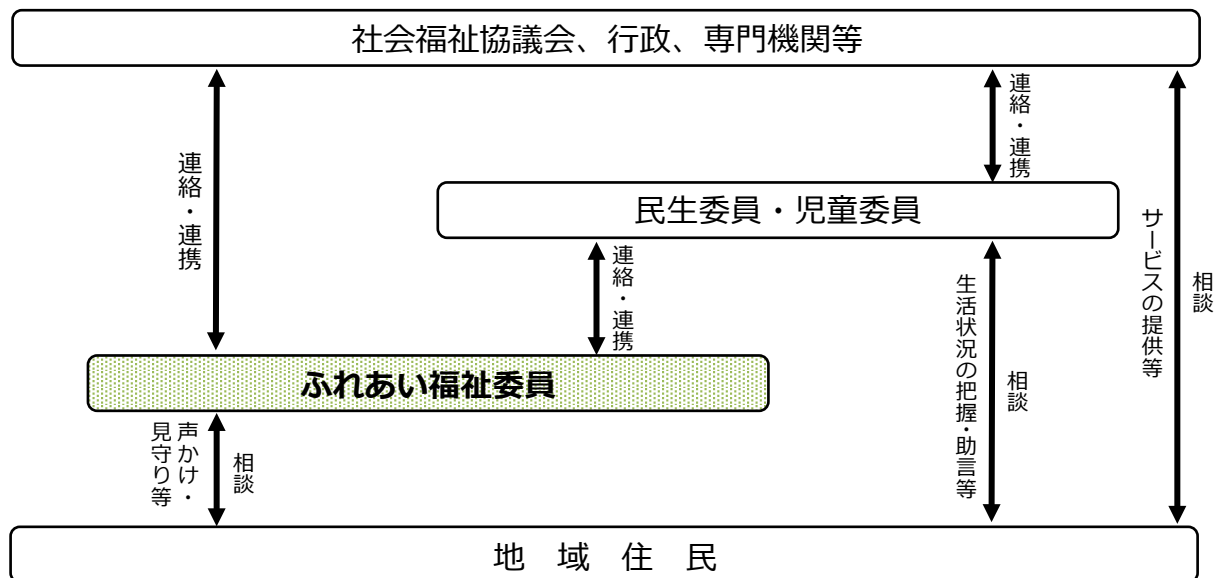
◆福祉委員自身が活動を楽しむ姿勢を持つ

福祉委員を長年続けてこられたのは、福祉委員自身が活動を楽しむ姿勢を持っていたからだと思います。私たちが笑顔でいることが安心感につながります。

第5章 社協・関係機関（相談機関）との連携

声かけ・見守りなどの活動を展開していく中で、福祉委員だけでは解決が困難な福祉課題に直面する場合があります。その際は、社協、民生委員、9ページ掲載の福祉関係機関（相談機関）の役割を理解し、連携を図りながら活動し、特に個別的な支援を必要とする方については、社協に相談及び情報提供をしてください。

1 民生委員との連携



	ふれあい福祉委員	民生委員
活動根拠	社協 ふれあい福祉委員会設置要綱	民生委員法
委 嘱	社協会長	厚生労働大臣
任 期	2年（4月1日から）	3年（12月1日から）
配 置	約50世帯に1人	120～280世帯に1人
主な活動	地域住民とともに、隣近所への声かけ・見守りを主とした助け合い活動を行う	法に基づき、個々の対象者へ必要な援助を行う
主な職務	①住民による声かけ・見守り活動の展開 ②福祉に関する住民要望及び地域課題の把握 ③福祉制度及び福祉意識の啓発 ④住民による援助活動の推進 ⑤地域福祉の推進に必要な活動への協力	①住民の生活状態の把握 ②援助を必要とする方の生活相談・助言 ③福祉サービスの情報提供 ④関係者との連携・支援 ⑤関係行政機関等への協力 ⑥住民の福祉増進を図る活動

※民生委員は児童福祉法による児童委員を兼ねており、児童福祉の増進を図る活動も行います。
地域で児童に関する心配ごと等を発見した場合も、民生委員に連絡してください。

2 市役所と社協の声かけ・見守り活動の違い

	社協	市役所
名称	ふれあい福祉委員会事業	高齢者見守り事業(地域見守り事業)
対象	地域住民全員(申請なし)	65歳以上の一人暮らしの方又は65歳以上のみの世帯(申請が必要)
目的	声かけ・見守り活動を主とした住民相互の助けあいを推進する	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、高齢者の見守りをする
内容	①日常的な声かけ ②日常的な見守り ③意図的な訪問 ④意図的な見守り ⑤その他、必要に応じた声かけ・見守り	見守り協力員が、月2回程度訪問し、安否確認を行う
活動主体	社協会長より委嘱されたふれあい福祉委員	防災・安心地域委員会より依頼された見守り協力員(地域住民)

3 必要に応じて連携し活動する団体

町内会・自治会	町内会・自治会は、地域コミュニティの基盤として、自分たちの住んでいる地域を自分たちの手でより住みよい環境にしていこうとする地域団体です。
健康づくり市民推進委員会	市長からの委嘱を受け、身近な地域における市民の健康づくり活動として、健康づくり講演会、体操やウォーキング、料理教室や地域イキイキ元気づくり事業を実施しています。
防災・安心地域委員会	地域の防災力を高めるため、平常時から防災に関する啓発活動を実施するとともに、防災マップ作りや要配慮者の把握に努めています。
高齢者クラブ	会員同士の友愛訪問(声かけ・見守り活動)や地域での社会奉仕活動、健康をすすめる運動としてグラウンド・ゴルフや輪投げ等の軽スポーツを実施しています。

第6章 必ず守ってほしいこと

1 プライバシーの保護

福祉委員会活動を実施するうえで、個人のプライバシーに深くかかわる場合がありますので、以下のことは必ず守ってください。

福祉委員会活動で知り得た情報は・・・

- 他へ情報提供する場合は、本人の了解を得る
- 必要な人だけに、必要な情報だけを提供する
- 問題解決のためだけに活用し、他には漏らさない
- 記録された個人情報、他人の目にふれないようにする

〔参考〕プライバシーってどんなものでしょう

- ・ 年収、資産、納税額
- ・ 学歴、職歴、結婚歴、離婚歴
- ・ 家族や親戚などの家庭内状況
- ・ 政党支持や宗教上の主義主張
- ・ 病歴や身体の障がいなどの状況
- ・ 出生地、住所、電話番号 など

2 個人の自己決定を尊重する

声かけ訪問やふれあい行事のお誘いをして、それを受けるか受けないかはご本人が決めることです。個人の思いを尊重し、押し付けにならないように気を付けてください。

参考：あきる野市内の主な福祉関係機関（相談機関）一覧

機関等名称	主な相談内容	所在地	電話
あきる野市健康福祉部 福祉総務課福祉総務係	民生委員・児童委員に関する こと	二宮 350 あきる野市役所 3階	518-7250 (直通)
あきる野市健康福祉部 高齢者支援課高齢者支援係	高齢者見守り事業に関する こと	二宮 350 あきる野市役所 1階	558-1953 (直通)
東部高齢者はつらつセンター (地域包括支援センター)	高齢者の総合的な相談・支援 に関すること(東部地域)	秋留 1-1-10 あきる野クリニックタ ウンA号 1階	559-1320 (直通)
中部高齢者はつらつセンター (地域包括支援センター)	高齢者の総合的な相談・支援 に関すること(中部地域)	秋川 5-1-8 あきる野在宅医療福祉 センター 2階	550-6101 (直通)
五日市はつらつセンター (地域包括支援センター)	高齢者の総合的な相談・支援 に関すること(西部地域)	五日市 411 五日市出張所 1階	569-8108 (直通)
あきる野市 子ども家庭支援センター	18歳以下の子どもと子育て 家庭に関わる相談や子育て 支援に関すること	秋川 1-8 あきる野ルピア 2階	550-3313 (直通)
あきる野市 障がい者相談支援センター	障がい者の総合的な相談や 障害福祉サービス等に関する こと	二宮 670-5 秋川健康会館 1階	559-0368 (直通)
あきる野市障がい者就労・生活 支援センター「あすく」	障がい者の就労や日常生活 への支援に関すること	秋川 1-7-6 リヴェール麗 2階	532-1793 (直通)

※上記以外にも関係機関がありますので、地域で困っている方やご相談したいことが
ありましたら、社会福祉協議会へご連絡ください。適切な機関を紹介します。

令和2年4月1日 発行

社会福祉法人 **あきる野市社会福祉協議会**

〒197-0812 あきる野市平沢 175-4

TEL 042-595-9033 FAX 042-559-3561

E-mail simin-katudou@akiruno-shakyo.or.jp

ホームページ <http://www.akiruno-shakyo.or.jp/>